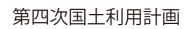
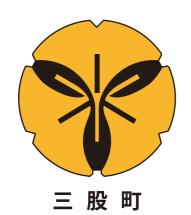
第四次国土利用計画







平成23年3月 宮崎県三股町

平成23年3月 宮崎県三股町

次



前文…		1
	町土の利用に関する	
第1章	基本構想	
第1節	町土利用の基本方針	2
1	個性となる町の風土を継承	
2	少子高齢社会に向けた土地利用	
3	自然と人が共生する持続的なまちづくり	
4	周辺市町との連携による生活の質の向上 ····································	
第2節	町土利用をめぐる基本的条件の変化	
1	地方分権の進展	_
2	少子高齢社会と人口減少時代の到来・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3	安心・安全への意識の高まり	
4 5	環境問題への意識の高まり · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
6	価値観の多様化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 1
		7
第3節	人口•世帯数	5
第4節	町土利用における課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
1	都市部における土地利用の課題	
2	山間部における土地利用の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第5節	利用区分別の町土利用の基本方向	7
1	農用地	7
2	森林	7
	水面•河川•水路	•
4	道路	7
5	宅地	/
	We Local Hall Hall Show Link 15 (1 m) Local	
第2章	町土の利用目的に応じた区分ごとの 規模の目標及びその地域別の概要	
	税候の日標及びでの地域所の概要	
第1節	町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	8
第2節	利用区分ごとの町土利用の推移	9
第3節	地域別の概要	14
1		14
2	樺山•宮村地域	15
3	梶山•長田地域	
4	勝岡•蓼池地域	15

笙3音	2章に掲げる事項を達成するために	
	必要な措置の概要	
答1答	公共の福祉の優先	1/
第1節	47人の同点の後元	16
第2節	国土利用計画法等の適切な運用	
第3節	地域振興施策の総合的推進	16
第4節	安全な土地利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
第5節	土地利用の転換の適正化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
1	農用地	17
2	森林	
3	大規模な土地利用の転換	17
第6節	土地の有効利用の促進	17
第7節	町土に関する調査の実施及び成果の普及啓発	17
付属資料		
1	町土の利用区分の定義	
2	人口の推移と目標	
3	利用区分ごとの町土利用の推移と目標	29
4	町民意識調査結果の概要	
5	三股町総合計画(国土利用計画)審議会設置条例	70
6	町長の諮問及び審議会の答申	
7	三股町総合計画(国土利用計画)審議会委員名簿	74

前 文

この計画は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、三股町の区域について定める国土(以下、「町土」という)の利用に関する総合的かつ長期的な計画であり、今後の土地利用行政の指針とするものです。

この第四次計画の策定にあたっては、第四次国土利用計画(宮崎県計画)を基本とし、地方自治法第2条第4項の規定に基づく第五次三股町総合計画に即して策定したものです。

なお、この計画は、社会・経済情勢の変化等により、適宜、必要に応じて 見直しを行うものとします。



町

土

利

に

関

す

る

基

本



第1章 町土の利用に関する基本構想

第1節 町土利用の基本方針

1 個性となる町の風土を継承

町土は、現在及び将来における町民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を 通ずる諸活動の共通の基盤であり、町の個性です。

これらの個性は、本町に住む人たちが暮らしを積み重ねながら、長年にわたって蓄積した地域の歴史、文化、産業によって培われた風土です。

こうした本町の個性を再認識するとともに、時代にふさわしいものとして捉えなおし、町を構成する個性が一体となった風土を継承し、歴史、文化、産業の相乗的な魅力を発揮できるまちづくりを進めます。

2) 少子高齢社会に向けた土地利用

少子高齢化による本格的な人口減少社会の到来、一層の地方分権の進展など、本町を取り巻く環境が大きく変化しようとする中、これらの環境変化に対応した環境を整備しつつ、自立したまちづくりを進めます。

③)自然と人が共生する持続的なまちづくり

本町が誇る豊かな自然環境や景観を、今後とも維持・保全に努めるとともに、秩序ある土地利用を図りながら、人と自然、自然と人が共生する持続的なまちづくりが必要です。

4)周辺市町との連携による生活の質の向上

一方、隣接する都城市などとの連携により、高次の都市サービス機能を生かし、クオリティオブライフを実践する充実したまちづくりを進めます。

5)安心・安全に向けた土地利用

近年多発している大規模な地震の発生など自然災害に対する町民の不安等を排除し、安心して暮らすことのできる安全なまちづくりニーズが高まっています。

また、中山間地等の人口減少に伴う森林の管理機能の低下は、水源かん養や保全機能の低下、土砂流出の可能性などを招くため、治山・治水の充実も必要です。

こうした状況を前提に、農地や森林等が持つ水土保全機能の向上を図るとともに、防災意識の 向上や地域防災力の向上に努めていきます。

第2節 町土利用をめぐる基本的条件の変化

本町は、宮崎県南西部に位置し、東は日南市に、西は都城市に、北は都城市及び宮崎市に接しています。総面積は110.01km²であり、東西に18.0km、南北に12.7kmの細長い形をしており、都城市に隣接する町中央部から西部地域にかけては、平成5年に「都城地方拠点都市地域」の居住拠点地区として指定を受け、都市基盤整備が進み良好な住環境が展開されています。一方、町の東部及び南部地域では鰐塚山系の山並みが広がり、豊かな森林地帯を形成しています。

本町を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化しているため、こうした本町の立地条件を踏まえた上で、様々な対応が求められています。

また、成熟社会の基盤づくりへの要請はますます多様化、高度化しています。これらの社会的 な動向について、以下のとおり整理します。

1) 地方分権の進展

地方分権の着実な進展により、我が国は本格的な地方分権時代を迎えています。

今後、地域が自らの判断と責任をもって、創意工夫によるまちづくりを進め『地域力』を養っていくことが重要です。

本町は、単独町政を進めていくことを選択した経緯を踏まえ、町民と行政との協働により、地域 資源や優位性を活かした『地域力』づくりを推進し、効率的かつ活力ある自立した自治を進めて いくことが求められます。

2) 少子高齢社会と人口減少時代の到来

急速な少子高齢化の進行は、社会経済構造に大きな影響を与え、社会保障や保健・医療・福祉の分野をはじめ、経済や教育、居住環境等の基盤整備のあり方といった、直接町民の生活に影響を及ぼす事柄が問題として提起される時代となっています。

本町においても、少子高齢化への対応を一層進め、活力ある地域づくりを推進していくことが求められます。

③ 安心・安全への意識の高まり

近年、地震をはじめとする自然災害のほか、凶悪な犯罪の発生、食品の安全性に関する問題などにより、安心・安全社会への要請が高まりをみせています。

このため、自然災害をはじめとした各種防災対策、高齢社会における防犯対策など、様々な分野において、安心・安全の視点を重視したまちづくりを推進していくことが求められます。

町

土

 \mathcal{O}

利

に

関

す

る

基

本

構

想

第

四



4)環境問題への意識の高まり

地球温暖化、森林の減少や生物多様性など、町民を取り巻く環境問題は重要な課題となってい ます。資源の再利用や自然エネルギー等を利用していく社会を循環型社会といい、省資源、省エ ネルギー、ゼロ・エミッション*、4Rなどさまざまな形が提唱されています。

本町においても、自然環境の保全や資源、エネルギーの有効活用、環境に負荷の少ないライフ スタイルなどに呼応した生活環境整備を進める、循環型社会の形成に向けた取り組みを一層推 進していくことが求められます。

> ※ある企業の廃棄物は、別の企業にとっては原料になるという関係が成り立ち、様々な産業を組み合わ せることで、個々の企業活動に伴って発生する廃棄物を社会全体としてゼロにすることができるとい う考え方。

)経済・産業の環境変化

現在100年に一度といわれる世界不況に伴い、雇用対策等を含めた幅広い観点から国内経済 の立て直しが求められる状況となっており、少子高齢化等により今後も経済の低成長時代が続く ものと予測されています。

また、口蹄疫等の問題から本県における第1次産業は大きな打撃を受け、地域の産業・経済 の状勢は厳しさを増し、雇用状況の悪化等に配慮した地域産業の振興策が求められています。

価値観の多様化

成熟型社会へと社会構造が変化する中で、町民一人ひとりの価値観が多様化し、それぞれの 価値観に応じたライフスタイルが重要視されてきています。

このため、暮らしの豊かさを実感できるまちづくりを通し、心の豊かさや牛きがいをもって牛活 していくことのできる生活空間の整備が求められます。

第3節 人口•世帯数

本町の人口は、年々増加しており、平成21年現在の人口は24,823人、世帯数は9,689世帯となっ ています。

近年の動向を見ると、人口・世帯数ともに増加傾向にあるものの、小幅な伸びとなっています。



資料:国勢調査(2~17年10月1日現在) 宮崎県現住人口調査(21年10月1日現在)

三世代別人口と構成比

	総数	男	女	割合
年少人口	4,091人	2,040人	2,051人	16.5%
生産年齢人口	15,184人	7,265人	7,919人	61.2%
老齢人口	5,548人	2,240人	3,308人	22.4%

※年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)、老年人口(65歳以上)

資料: 宮崎県現住人口調査(21年10月1日現在)

町

土

 \mathcal{O}

利

に

関

す

本

匹



第4節 町土利用における課題

町土利用における課題は、土地利用の現況及び第五次三股町総合計画の基本方針に即し、都市部と山間部に分けて次のように集約することができます。

これらの課題への対応に際しては、豊かな生活や活力ある生産が展開される場として、町土の 魅力を総合的に向上させるよう努めることが重要です。

1)都市部における土地利用の課題

人口が集積する市街地においては、成熟型社会に適合した生活環境の整備が求められます。 都市的な土地利用の整備については、必要に応じたまちづくり事業の推進など、生活機能を集 約した市街地の生活拠点の形成が必要です。

また、住環境の整備に向け、都市計画法で定められる用途地域等の指定や農業振興地域の整備に関する法律で定められる農業振興地域の指定に従い、秩序ある土地利用を進める必要があります。

快適な生活環境を確保するためにも、住宅や公園・道路・上下水道の公共施設等のあり方について検討を進め、三股町にふさわしい生活環境の維持創造に向けて、総合的な整備を進めることが必要です。

さらに、高齢社会に適合した、町民のくつろぎの場や交流拠点の維持とその周辺整備に向け、 安全で快適な環境整備に努めるとともに、防災機能の拡充のため、公園や学校等を利用したオープンスペースの確保、防災拠点となる施設整備等を進めていくことが必要です。

2 山間部における土地利用の課題

そのほとんどが森林であり、川筋などに沿う形で宅地や農用地が点在している本町の山間部については、景観や自然保護に配慮しつつ、高齢化する地域の実情等を考慮し、景観保全・環境保全型の整備を進めることが重要です。

自然災害に関しては、災害発生が予想される地域について、避難施設、避難路の確保と整備を 進めるほか、土砂災害防止法等による災害危険箇所については、建築制限等の指導やがけ地近 接等危険住宅移転事業等を適切に進めることが必要です。

また、本町の自然を育て、明日の世代に三股町の誇る豊かな環境を継承していくために、自然を背景とした景観や環境の保全に努め、長田峡や椎八重公園など、それぞれの地域を構成する自然環境を生かした土地利用を進めることが必要です。

第5節 利用区分別の町土利用の基本方向

1)農用地

本町の基幹産業である農業を支える農用地は、食料供給の基盤であり、多面的な公益的機能 をもたらす極めて重要な財産です。

今後とも、耕作放棄地対策に努めるとともに、高度な土地利用及び農地の面的集積、優良農用地の確保等に努め、農業を推進していきます。

2)森林

森林は、山地災害防止、水源かん養、大気浄化、保健休養等の多面的機能を有しています。 このため、計画的な伐採や造林など適切な森林整備を進め、町土保全など、公益的機能を高めるために、多様な森林の造成を推進します。

また、森林を「水土保全林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」の3つに区分し、それぞれの区分に応じた施業より、望ましい森林の形成に努めます。

3)水面•河川•水路

水面・河川・水路の整備は、用地の確保、水資源環境の保全に配慮した整備に努めます。 また、水質浄化、生物の多様な生息域として水辺の環境維持保全に努めます。 さらに、河川氾濫等の自然災害防止のための適切な維持管理に努めます。

4) 道路

道路は、地域住民にとって、最も基本的な生活基盤であることから、生活関連道路の整備を始め、広域道路網の整備とあわせた道路のネットワーク形成を進めます。

快適で潤いある道路空間の創造に向け、沿道景観の整備に留意するとともに、安全性と利便性の向上だけではなく、低炭素化社会を踏まえた道路整備を念頭に、周辺環境のあり方にも配慮した土地利用を検討していきます。

農道・林道については、効率的な輸送体系の確立のため、山林や農地の状況に応じた整備を 進めるとともに、自然環境の保全に留意しながら必要な用地の確保に努めます。

5)宅地

住宅地は、人口及び世帯数の動向に応じ、長期的な視野に立ち必要な用地の確保を図ります。 商工業、その他の業務用地は、高齢社会に適した生活関連機能の配置等を考慮し、適正な土 地利用を推進していきます。

その他の宅地(事務所・店舗等の宅地)は、土地の高度利用化や低未利用地の有効活用に努めます。

第2章 町土の利用目的に応じた区分ごとの 規模の目標及びその地域別の概要

第1節 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

- 1 計画の目標年次を平成32年度、基準年次を平成22年度とします。
- 2 町土の利用に関して前提となる基礎的な人口と世帯数については、平成22年度において人口 24,900人、世帯数9,880世帯、平成32年度において人口25,000人、世帯数11,617世帯に達するものと想定します。
- 3 町土の利用区分は、「農用地」「森林」「原野」「水面・河川・水路」「道路」「宅地」「その他」とします。
- 4 町土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の町土の利用の現況及び過去の推移などを踏まえ、将来の人口や社会的変化要因等を考慮して定めるものとします。
- 5 町土の利用に関する基本構想に基づく平成22年度の利用区分ごとの規模の目標は、別表(9ページ)のとおりです。
- 6 なお、平成22年度の利用区分ごとの規模の目標については、今後の経済社会情勢の変化などに応じて、弾力的に解釈されるべき性格のものです。

第2節 利用区分ごとの町土利用の推移

Į													(IIIa)
/ 1	年次 利用区分	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成27年	平成32年
重任	農用地	1,332	1,320	1,304	1,301	1,300	1,300	1,360	1,350	1,350	1,330	1,344	1,353
	Ш	812	809	805	803	803	764	730	727	728	723	199	604
	要	520	511	499	498	497	536	630	623	622	209	683	749
	採草放牧地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
N K	森林	2,980	7,949	7,949	7,949	7,949	7,879	7,879	7,879	7,879	7,879	7,802	7,741
<u></u>	原野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
, ,	水面・河川・水路	241	241	241	241	241	241	241	241	241	241	241	241
	水画	5	2	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	河川	187	187	187	187	187	187	187	187	187	187	187	187
	水路	49	49	49	49	49	49	49	49	49	49	49	49
Ä	道路	329	323	323	326	327	327	327	330	331	333	337	343
	一般道路	291	298	299	301	302	302	302	305	306	308	316	324
	農道	21	16	15	16	16	16	16	16	16	16	12	10
	林道	17	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
UT	宅地	252	899	563	564	286	265	209	611	619	622	678	728
	住宅地	389	392	398	401	406	408	413	416	421	423	443	463
	工業用地	22	16	16	14	13	13	14	14	13	19	22	27
	その他の住宅	144	145	149	149	167	176	180	181	185	180	213	238
140	その他	564	615	621	620	298	657	587	290	581	296	599	595
ÁΠ	合計	11,001	11,001	11,001	11,001	11,001	11,001	11,001	11,001	11,001	11,001	11,001	11,001

第四

次

国土

利

用

計

画

股

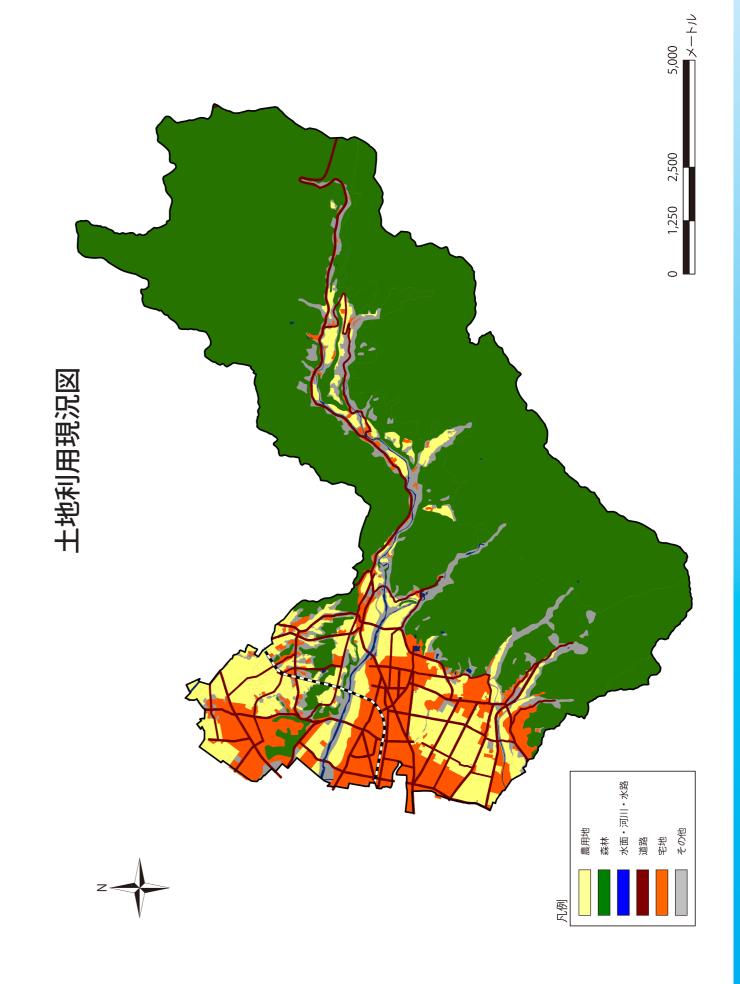
町

計

画

土地利用転換表

					北沙	現 光 中 の り 見 た 目	元元日	停中火の间の転換光別国債内訳	1	1		と記り					ト 2 1	田 に は に に に に に に に に に に に に に		
H PA H VA		農用地				水面	水面·河川·水路			道路			宅地						よる減	日煙币猛
	Ш	本	採草放牧地	茶茶	原野	水画	三原	水路	— 海 器 路	農道	林道(住宅地	出 開 路	を の の の の の	その他	(A) (A)	現 (B)	温 (A) を を (C)	少国積 (a) を転記	(B)+(C) -(D)=(E)
Ш																0	723	0	119	604
思	12			130												142	209	142	0	749
採草放牧地																0	0	0	0	0
森林																0	7,879	0	138	7,741
原野																0	0	0	0	0
水面																0	5	0	0	5
三原																0	187	0	0	187
水路																0	49	0	0	49
一般道路	1			8						9					1	16	308	16	0	324
農道																0	16	0	9	10
林道																0	6	0	0	6
住宅地	40															40	423	40	0	463
工業用地	8															8	19	8	0	27
その他の住宅	58															58	180	28	0	238
その他																0	296	0	1	565
合計(a)	119	0	0	138	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	-					
平成22年度 現況面積(b)	723	209	0	7,879	0	5	187	49	308	16	6	423	19	180	596					
(a)を転記(c) 転記による減少面積	119	0	0	138	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	-					
(A)を転記(d) 転記による増加面積	0	142	0	0	0	0	0	0	16	0	0	40	8	58	0					
(b)+(c)+(d)= (e)~目標面積	604	749	0	7,741	0	5	187	49	324	10	6	463	27	238	595					
	##		11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	12 — 1 1 1 0 0 142 0 14	12 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	12 — 130 1 — — 130 40 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	12 — 130 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	12 — 130 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	12 — 130 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	12 — 130 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	12 — 130 — 1 — — — 1 — — — 40 — — — 119 0 0 138 0 0 119 0 0 138 0 0 0 119 0 0 138 0 0 0 0 119 0 0 138 0 0 0 0 0 0 142 0 0 0 0 0 0 0 16 604 749 0 7,741 0 5 187 49 324	12 — 130 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	12	12	12	12	12	12	12 130	12 130





第 2 章

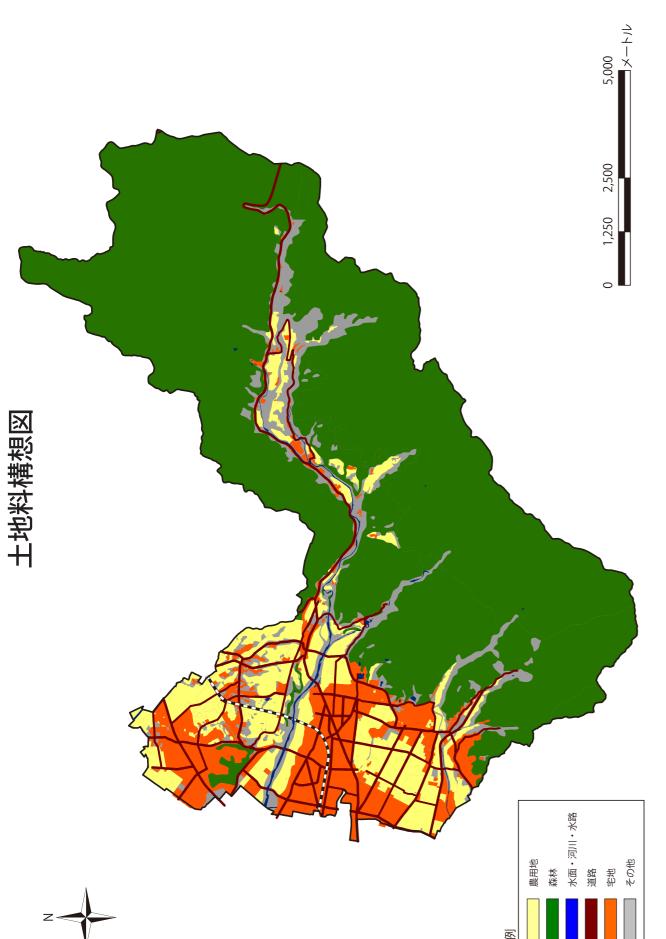
町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

11

13

町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要











画

15

第

匹



第3節 地域別の概要

本町の土地利用は、第五次三股町総合計画の基本方針である「自立と協働で創る 元気なまち 三股 〜地域主権の到来を見据えた、町民総参加のまちづくり〜」を実現するため、地域の特性 を生かし、計画的に進めて行く必要があります。

本計画においては、本町の自然、社会、経済並びに文化的な資源を生かし、秩序ある町土の利用 を図るために、本町を次の4地域に区分して、それぞれ土地利用に関する基本方向を定めます。

地 域 別			集	落	名	
	第1地区	山王原	仲町			
 中 央 地 域	第7地区	上新	下新	今市	中原	花見原
	第8地区	東原	稗田			
	第9地区	東植木	西植木	7		
————————————————————————————————————	第2地区	上米	中米	櫟田	谷	
	第3地区	小鷺巣	寺柱	大鷺巣	高畑	
 梶山・長田地域	第4地区	田上	梶山			
作山、文田地域	第5地区	轟木	仮屋	大野	大八重	
勝岡·蓼池地域	第6地区	勝岡	前目	蓼池	餅原	三原

1)中央地域

中央地域は、都城市との交流が多い地域で、人口が増加しています。

この地域の大部分は、都市計画法によって定められている用途地域(住居、商業、準工、工業 等)であり、行政、教育、商工業、交通・通信など、中核的機能を担っています。

本地域の一部では、スプロール化(不規則な市街地拡大)がみられ、今後の土地利用について は、用途地域等で定められている土地利用区分に則り、秩序ある土地利用を促すために、計画的 かつ効率的な活用に努めます。

また、人口や産業の動向を考慮しながら、町有財産の有効的な活用に向け、パブリックリアル エステート(PRE)*の検討を進め、公共用地の利活用に努めます。

居住環境の整備と質的な向上に向け、街路、公園、広場、緑地や下水道等の建設の検討を進め ていきます。

> ※公的不動産について、公共・公益的な目的を踏まえつつ、財政的視点に立って見直しを行い、不動産 投資の効率性を最大限向上させていこうという考え方。

| 樺山・宮村地域

樺山・宮村地域は、本町の南西部に位置し、居住地域としての用途地域が一部にあり、農用地と 宅地が混在している地域です。

今後の土地利用については、計画的な宅地の開発・居住環境や土地基盤の整備等に努めると ともに、上米公園など恵まれた自然を生かした魅力ある生活環境づくりに努めます。

東部の森林地域は、林業の活性化、特用林産物の振興、森林資源の保全・充実等を図る地域と します。加えて、林道・作業路の整備、林地崩壊等の災害防止施設整備に努め、森林の維持・保全 に努めます。

西部の農業地域は、本町最大の農業生産の場とし、食料供給基地としての土地利用を進めて いきます。

このために、今後も土地基盤の整備と農用地の条件整備を推進し、効率的な農地利用を図り ます。

)梶山•長田地域

梶山・長田地域は、本町の東部に位置し、その大部分が森林です。

本地域では森林環境の維持・保全に留意しつつ、森林の持つ公益的機能を維持・増進させる 土地利用を進めます。

また、林業牛産性の向上、自然とのふれあいの場を創出するよう努めます。

農用地は、土地生産性の向上と農業経営の確立を図り、農用地造成や農業基盤整備等の適切 な十地利用を推進します。

地域内には、わにつか県立自然公園をはじめ、しゃくなげの森、椎八重公園(つつじヶ丘)、長田 峡、矢ヶ渕公園等があり、こうした資源を有効に活用した観光レクリエーションの場としての土地 利用を進めていきます。

このために、地域に残る歴史的・伝統的な文化遺産等を活用し、これらの資源との連携を図る ことにより、多様な観光・レクリエーションニーズに対応した土地利用を検討していきます。

)勝岡・蓼池地域

勝岡・蓼池地域は、本町の北部に位置し、主要幹線道路の国道269号が整備されている地域 で、国道10号、宮崎自動車道など主要幹線道路及び宮崎自動車道都城インターチェンジに近接 する地域です。

東部は、広範な農用地が形成され、水稲や野菜、飼料作物等の生産が行われています。

今後は、農用地の生産性を高めるための土地基盤整備を進めるとともに、優良農用地の拡大・ 保全を図ります。

西部は、住宅・工業及び準工業としての用途地域が指定されており、生活環境や自然環境との 調和を保ちながら、工業用地として開発の可能性が高い土地の確保に努めます。

また、幹線道路等の工業立地基盤の整備に努めます。

本地域は、町経済の一翼を担う農業と工業を主体とした生産の場として位置づけ、今後とも必 要な用地確保、基盤整備を進め、農工連携による産業振興地域としての土地利用を進めます。

2

に

げ

る

項

を

達

成

す

8

に

必

要

0



第3章 2章に掲げる事項を達成するために 必要な措置の概要

2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の事項の概要は、次のとおりです。

第1節 公共の福祉の優先

土地については、公共の福祉を優先させるとともに、その地域の自然的、社会的、経済的及び 文化的諸条件に応じて適正な利用が図られるよう努めます。このため、各種の規制措置、誘導措 置等を通じた総合的な対策の実施を図ります。

国土利用計画法等の適切な運用

国土利用計画法をはじめ、都市計画法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、 自然公園法、その他土地利用関係法令等の適切な運用により、町土を利用した総合的かつ計画 的な町政を行い、適切かつ合理的な土地利用と地価の安定に努めます。

地域振興施策の総合的推進 第3節

第五次三股町総合計画の目標像である「自立と協働で創る 元気なまち 三股 ~地域主権の 到来を見据えた、町民総参加のまちづくり~」を目指し、自然環境の保全、生活環境の整備、道路 交通網の整備、産業振興等に努めます。

また、土地利用に関する諸施策を広域的視点から総合的かつ計画的に推進し、地域特性を活 かした町土の均衡ある発展を図ります。

第4節 安全な土地利用

町土保全と災害防止の面から、砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業等を進めます。 また、地形など自然条件に配慮しながら適正な土地利用への誘導を図ります。

町民生活の安全性は、都市部での災害に備えた土地利用やオープンスペースの確保等によ り、地域防災の整備に努めます。

第5節 土地利用の転換の適正化

土地利用の転換については、環境の保全に十分配慮し、周辺の土地利用との調整を図りつつ 適正に行います。

1)農用地

農用地の利用転換を行う場合には、食料生産の確保、農業経営の安定及び地域農業に及ぼす 影響等に留意し、非農業的土地利用との計画的な調整を図ります。

また、農地法、農業振興地域の整備に関する法律の適正な運用により、無秩序な転用を抑制 し、優良農用地が確保されるよう十分に配慮します。

森林

森林の利用転換を行う場合には、林業経営への影響に十分配慮して行うこととします。 また、保安林など防災機能の高い森林は、関係法令を遵守し、自然災害の防止や自然環境の保 全、森林の公益的機能の低下防止等に努め、周辺の土地利用との調整を図ることで有効利用を 促進します。

③) 大規模な土地利用の転換

大規模な土地利用の転換を行う場合には、その影響が広範囲に及ぶため、周辺地域を含めて 事前に十分な調査を行った上で、町民生活の安全確保を優先し、町土の保全、環境の保全、地域 の実情を踏まえ、適切な土地利用の確保を図ります。

第6節 土地の有効利用の促進

「第1章 町土の利用に関する基本構想」の第5節及び「第2章 町土の利用目的に応じた 区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要」の第2節に基づき、土地利用区分ごとに土地の 有効利用を図ります。

町土に関する調査の実施及び成果の普及啓発 第7節

町は、土地利用の実態・動向を的確に把握し、適正かつ有効な利用を行うため、必要に応じて 土地利用に関する基礎的な調査を実施します。

また、町民が町土の土地利用に対する考え方を理解し、本計画と他諸計画との整合性を保ち、 その実効性を高めるため、町民に対し調査結果の普及及び啓発を図ります。



匹 次

玉